

平成28年9月定例会 総括審査会

吉田英策議員

委員	吉田 英策
所属党派 (質問日現在)	日本共産党
定例会	平成28年9月
審査会開催日	10月12日(水曜日)



吉田英策委員

日本共産党の吉田英策である。

まず初めに台風によって甚大な被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

質問に入る。まず、福島第二原発の廃炉について聞く。

県は原発に依存しない社会づくりのもと、機会あるごとに国や東京電力に福島第二原発の廃炉の要請を行っているが、いまだに国、東京電力は廃炉を明言していない。それどころか、川内原発や伊方原発を再稼働させたように福島第二原発も再稼働対象の原発に扱うような発言があるなど、再稼働を行うことを否定していない。政府は、第二原発の再稼働に地元の同意を義務づける特例法を検討していると報道された。信憑性は定かではないが、多くの県民は怒りをもって受けとめている。また、「石棺方式」の報道などは、福島県民の廃炉の思いを逆なでするものである。

帰還をためらう理由に「放射能への不安」や「原発の安全性」が挙げられている。ふるさとの再生、帰還に向け取り組んでいる皆の共通の思いは、福島第二原発の廃炉である。原発がある限り、県民は不安のもとでの生活を続けることになる。復興が進み住民の帰還が進んで目の前を見ると「第二原発が稼働中」というのでは、復興が完了したことにはならないと思う。

そこで、県民の暮らしとなりわいを再生し、福島を復興するためには福島第二原発の廃炉が大前提と考えるが、知事の考えを聞く。

知事

東京電力福島第二原発の廃炉については、これまで国及び東京電力に対し繰り返し求めてきており、本年8月にも経済産業大臣に対し直接要請を行った。

私は県民の強い思いである県内原発の全基廃炉の実現に向け、国及び東京電力に対して、引き続きあらゆる機会を捉えて求めていく。

吉田英策委員

知事が8月に会った際、世耕経済産業大臣は「一義的には東電が判断するものだ」と述べていた。福島県民の心情を察すると新規制基準への適合審査を申請している他の原発と同列に扱うのは難しいとしながらも、国の判断ではなく東京電力に判断させると述べているが、それに間違いはないか。

企画調整部長

8月に世耕経済産業大臣に対して知事から強く要望した。委員指摘のとおり、第二原発については、他の原発と同例に扱うことはできないとの回答を得た。これについては、これまでも再三にわたり国及び東京電力に対して要望活動を行っており、2年前の平成25年に茂木経済産業大臣が我々の要望を踏まえて、第二原発については他の原発と同列に扱うことはできないと述べ、総理大臣も同じ意見を表明している。そういう意味では、県の意見を踏まえて対応してもらっているが、まだ最終的な結論は得られていないので、引き続き強く求めていく。

吉田英策委員

引き続き要望することは当然だと思う。ある新聞の社説には東京電力には法や規則を遵守する企業倫理が欠けていると言わざるを得ないと書かれていた。これはこの間のトラブル隠し、隠蔽に対する記事である。こうした中で国や東京電力に強力で廃炉を迫っていかねばならない。福島第二原発の廃炉の取り組みをこれからどのように進めていくのか。

企画調整部長

県では、福島第一原発の事故を踏まえて、県内においては原子力に依存しない安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに取り組んでいくことを復興の理念に位置づけている。こうした県の取り組みをしっかりと発信していくとともに、委員指摘のとおり、国及び東京電力に今まで以上にしっかりと粘り強く第二原発の廃炉を求めていきたい。

吉田英策委員

次に、廃炉の費用について聞く。

政府は福島第一原発の廃炉や賠償、一般の原発の廃炉などの費用を電力自由化で市場参入した新電力にも負担させる仕組みの検討を始めた。これでは、国民全てが廃炉や賠償の費用を負担することになり、事故のリスクを国民に負わせることになる。そもそも廃炉費用は事故を起こした東京電力や他の電力会社、電力関連産業が負担すべきものである。全ての原発の廃炉費用や福島第一原発事故に係る賠償費用を新電力に負担させるべきではないと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

原発の廃炉や原発事故に伴う賠償については、事業者と国の責任において、しっかりと進められるものと理解している。

また、そのために必要な電力会社の経営改革やその他の対策も事業者と国の責任において取り組まれるべきと考えている。

吉田英策委員

こうした費用の負担を国民、県民に押しつけることは再生可能エネルギーを進める足を引っ張ることにもなると思う。廃炉の費用を国民に求めるべきではないと強く国に申し入れるべきと思うが、改めて答弁を求める。

企画調整部長

再生可能エネルギーの飛躍的推進については、本県復興の大きな柱となっている。それをしっかりと進めるとともに、原発の廃炉や原発事故に伴う賠償については、国及び事業者の責任において進められるべきものと考えている。

吉田英策委員

次に、核燃料サイクルについて聞く。

政府は運転再開の見通しのない高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉に向けた検討を始めたが、核燃料サイクルはあくまでも

続ける方針である。県は2002年の福島県エネルギー政策検討会中間とりまとめで、「核燃料サイクルについては、一旦立ちどまり、全量再処理と直接処分等のオプションとの比較を行うなど適切な情報公開を進めながら、今後のあり方を国民に問うべきではないか」と述べている。

核燃料サイクル政策に対する県の立場は、エネルギー政策検討会の中間とりまとめ当時と変わらないか。

企画調整部長

エネルギー政策中間とりまとめは、JCO臨界事故やMOX燃料データ改ざん等が相次いで発生する中、14年前に原子力政策について問題提起したものであり、これらを踏まえ、原子力安全・保安院の経済産業省からの分離など、国に対して言うべきことは申し述べてきた。

核燃料サイクルについては、適切な情報公開により、国民の理解を得ながら国の責任において検討されるべきと考えている。

吉田英策委員

中間とりまとめで「一旦立ちどまり」と提言したにもかかわらず、国と東京電力は福島第一原発3号機でプルサーマル発電を実施した。それから半年後に福島第一原発事故が起きた。国は中間とりまとめを全く無視したと言ってもよいのではないか。核燃料サイクル政策からの撤退を国に求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

核燃料サイクルを含むエネルギー政策については、住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討されるべきと考えている。

吉田英策委員

国の責任においての最終判断になると思うが、県民の代表である県には国の原子力政策に物を言う責任があるのではないか。この間の原子力事故、その後の対応を見ても国に対してしっかりと物を言わなければならないことははっきりしている。そういう意味で核燃料サイクルについても物を言うべきではないか。

企画調整部長

核燃料サイクルを含むエネルギー政策については、先ほども述べたとおり、住民の安全・安心の確保を最優先に、国においてしっかりと検討されるべきと考えている。

吉田英策委員

次に、学校給食費の問題について聞く。

県は、小中学校の学校給食費無料化を求める質問の答弁で「学校給食法により保護者負担と決められている。生活困窮世帯には就学支援がある。学校設置者である市町村が決めること。」として、給食費無料化を県が行うことは困難との態度をとっている。

2012年から全額無料化を実施した栃木県大田原市の問い合わせに、文部科学省は「設置者の判断で保護者負担を軽減することは可能。保護者の負担軽減を禁じるものではない。」と答えている。学校給食法のもとで学校給食費無料化を実施することは何ら問題にならないと思う。

そこで、学校設置者の判断で給食費の保護者負担を軽減することは法的には問題ないと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

学校設置者の判断で給食費の保護者負担を軽減することについては、学校給食法上、問題がないと考えている。

吉田英策委員

既に保護者負担軽減を実施している自治体が県内にもある。資料を提示する。議員には既に資料を配付している。全額無料化を実施しているのは金山町、埴町は来年度から実施予定と聞いている。全額負担、一部負担と内容の違いはあるが、これだけの自治体が独自に保護者負担の軽減を行っている。格差が進む中で貧困対策としても必要だと思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

本会議でも答弁しているとおり、貧困対策としては、要保護・準要保護の制度により措置されており、その措置で理解願う。

吉田英策委員

就学支援があるとの答弁であったが、就学支援を受けるにはなかなか高いハードルがある。支援を受けずに子育てをする世帯もある。就学支援はほぼ生活保護基準であり、貧困世帯が親と同居すれば所得が合算され支援が受けられない事態もある。そういう中で親の収入や住む自治体によって子供の教育、食育に違いがあってはならないと思う。

ことし3月の政府の経済諮問会議では「給食の無料化について応能負担も考えあわせて、食事指導も含めて将来の未病につながるということがあるので、ぜひ検討していただきたい。」との発言もあった。食育、教育という観点からも大事であると思うが、県教育委員会の考えを聞く。

教育長

国の会議において、一部の委員から指摘のような意見が出ていることは承知している。食育、教育は大変重要だとは思っているが、給食の無料化についてはそれぞれ学校設置者の判断によるものと考えている。

吉田英策委員

県が決断をすれば、18歳までの医療費無料化を実現したように、県内全ての小中学校で給食費の無料化が実現できる。市町村立小中学校の給食費の無料化を支援すべきと思うが、県教育委員会の考えを改めて聞く。

教育長

市町村立小中学校における給食費については、学校給食法により保護者が負担することとされており、そのあり方については、学校の設置者である市町村が判断すべきと考えている。

また、いわゆる要保護・準要保護及び被災児童生徒に対しては、保護者が負担する給食費への支援が行われていることから、県教育委員会による支援は困難と考えている。

吉田英策委員

支援が困難とののであるが、これは財政的な問題だと思う。全県での給食費無料化を行うには、80億円もの金がかかると言われている。18歳までの医療費無料化も同等の金額であると思う。県内の子供たちが安心して成長するためにも、原発の事故から自信を持って生活、勉強していくためにも給食費の無料化は必要であると思う。要望とする。

石炭火力発電所建設について聞く。

いわき市好間工業団地への11万2,000kWの石炭火力発電所計画が表面化してから地元住民を初め反対の声と運動が広がっている。それは、いわき市の中心部であり、半径5km以内に小学校、中学校、養護学校、公民館などの公共施設や住宅地がある人口密集地だからである。そして、建設が行われれば30～40年にわたって運転される。

石炭火力発電所の排出ガスには重金属等の有害物質が含まれるため、小規模であっても市街地に近い内陸部への設置は問題があると思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

本県では、小規模石炭火力発電所についても独自に環境影響評価条例の対象とし、国と同等の内容の技術指針に基づき審査しており、排出ガス中の有害物質の濃度が法令の規制基準を下回ることにより、実行可能な最大限の低減対策を講じるよう事業者に求めている。

吉田英策委員

住民の健康を考え、知事は新設計画に係る環境影響評価準備書に対する意見書で事業者には厳しい意見を述べているが、内陸での石炭火力発電所は不適切との意見を述べるべきだったと思う。石炭火力発電所が新增設されれば、長期にわたり自然、人体に及ぼす影響ははかり知れない。住民の被害が最小限かつ住民合意の場所を選ぶことが重要と思う。そういう点で好間工業団地への立地は適当と考えるか。

生活環境部長

住民への説明という点については、事業者において地域住民への説明会を開催し、その結果を踏まえ、環境影響評価書を作成している。県としては、事業実施後に行う事後調査結果等も広く公表するなど、今後とも地域住民への丁寧な説明を求めていく。

吉田英策委員

石炭火力発電所の建設は小規模であっても脱炭素の流れに反するものと思う。現在、パリ協定の批准が取り沙汰されているが、アメリカ、中国がこの批准を行い、日本政府も前向きに検討する中であって脱炭素の流れに反すると思うが、県の考えを聞く。

生活環境部長

事業者に対して、電力業界が構築した低炭素社会実現に向けた自主的枠組みへの参加やバイオマス燃料の混焼など実行可能な最大限の温室効果ガス削減対策を講じるよう求めており、事業者からは実行する旨の回答を得ている。

吉田英策委員

県内ではこのほかにも石炭火力発電所の建設が行われている。県内で利用するエネルギーを全て再生可能エネルギーにすべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

再生可能エネルギー推進ビジョンでは、県内で使う全エネルギー相当分以上を再生可能エネルギーで生み出すことを目標としているが、ガス、石油、石炭等の化石燃料についても高効率、低炭素、省エネルギーを図りながら利用すべきと考えている。

引き続き、ビジョンの実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大に積極的に取り組んでいく。

吉田英策委員

県内では常磐共同火力発電所及び広野火力発電所でI G C C（石炭ガス化複合発電）プラントの建設、運用が予定されている。長期にわたる運転により二酸化炭素が環境や人体に与える影響は無視できない。

本県は再生可能エネルギー先駆けの地アクションプランで2040年までに県内エネルギー需要の100%相当を再生可能エネルギーにするとしている。県内で生産されるエネルギーについても、県は再生可能エネルギーということを今後主張してほしい。要望である。

次に、T P Pについて聞く。

米を輸入するに当たって、輸入業者と国内の卸売業者等がペアで国の入札に参加する売買同時入札制度、いわゆるS B Sにおいて、輸入業者から卸売業者等への調整金の存在は輸入米を含めた米政策全体に大きな影響を与える事態である。売買同時入札制度が国産米と輸入米の価格を同じにすることは国内米生産者の保護にとっても重要である。政府は、この間の国会答弁で調整金の存在を認めた。これは、T P Pの影響試算の根底が崩れたと考えている。

輸入米のS B S取引における調整金の問題を踏まえ、T P Pによる米の生産額への影響を再計算すべきと思うが、県の考えを聞く。

農林水産部長

T P Pによる米の生産額への影響については、T P P発効に伴う国別枠の増加分は国が国産米を同量買い入れ、備蓄米として厳重に制度管理され、主食米市場に流通する国産米の総量に変動はないとされていることから、県産米の生産量や農家所得への影響は見込みがたいと考えている。

吉田英策委員

県もT P Pによる影響額を試算している。J A福島も試算しているが、金額には大きな差がある。T P Pを批准して関税を撤廃することは、支援策を講じても本県農業に大きな影響を与える。まして多国籍企業の利益のために国内農業、その他産業を破壊することは許されない。医療や雇用、非関税障壁の撤廃、I S D条項（投資家対国家間の紛争解決条項）で国の主権を守る上でも大きな問題がある。

T P Pは今国会で批准するべきではなく、撤退を国に強く求めるべきと思うが、県の考えを聞く。

企画調整部長

T P Pについては、県の経済及び県民生活の幅広い範囲に影響があるため、6月に国に対して万全の対応を求める要望を行った。引き続き、国会での審議を注視していく。

吉田英策委員

県内米生産者、農業関係者を保護するためにも、今国会での拙速なT P P批准をすべきではないと強く国に申し述べてほしい。

以上で質問を終わる。